

(その他の経過措置の政令への委任)
第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一七年七月一五日法律第八三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一八年三月三一日法律第二四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二一年三月三一日法律第一八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二五年一月三一日法律第九九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第一条の改正規定、同法第十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の次に一条を加える改正規定及び同法別表を別表第一とし、同表の次に一表を加える改正規定、第二条の規定並びに附則第四条から第八条までの規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、第一条の規定による改正後の研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(以下「新研究開発能力強化法」という。)及び第二条の規定による改正後の大学の教員等の任期に関する法律(以下「新大学教員任期法」という。)の施行状況等を勘案して、新研究開発能力強化法第十五条の二第一項各号に掲げる者及び新大学教員任期法第七条第一項の教員等の雇用の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 新大学教員任期法第七条第一項の教員等であつて一部施行日前に労働契約法第十八条第

一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなつたものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

2 新大学教員任期法第七条第二項の規定は、同項の期間の定めのある労働契約(当該労働契約の期間のうち在大学に在学している期間を含むものに限る。)であつて労働契約法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から一部施行日の前日までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用する。

附則 (平成二六年五月一四日法律第三四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二七年五月二七日法律第二七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。